

ホテル・旅館など宿泊事業者が対象!



バリアフリー化で
もっと喜ばれる宿へ

最大 **2,000万円**
補助されます。

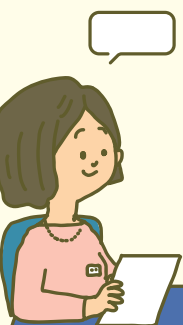
客室改修：最大800万円/室



まずは**事前相談**をお願いします。

相談期間

令和8年6月1日(月)～10月30日(金)まで



	補助対象の概要	補助率	上限額
客室改修	補助対象施設の宿泊者が利用する客室をバリアフリー化する改修工事	補助対象経費の 4/5	800万円 (一室当たり)
共用部改修	補助対象施設の不特定多数の方が利用する共用部分をバリアフリー化する改修工事		2,000万円

お問い合わせ

札幌市経済観光局観光・MICE推進部 観光・MICE推進課 観光交通対策担当係

TEL **011-211-2376** 受付 / 平日 8:45 ~ 17:15

札幌市公式 HP <https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/hojo/r8barrier-free.html>



さっぽろ市
02-H02-26-1087
R8-2-799



どんな施設が対象？

旅館業法における「旅館・ホテル」または「簡易宿所」として、
営業許可を得ている札幌市内の施設が対象です。
ただし、次の施設は対象外となります。

補助の対象外

- 風営法で定める「店舗型性風俗特殊営業」を行う施設およびこれに類するもの
- 公共施設（指定管理者制度の導入施設を含む）。
- その他の必要な許認可等を取得していない施設
- 交付することが適当ではないと市長が認めた施設



どんな改修工事が対象？

「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」で
定める整備基準を満たす改修工事が対象です！

※整備基準の詳細は、「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブック」を
ご確認ください。



どんな整備ができるの？

case 1



車いすやベビーカーの
方などが施設に安全・快適に
アクセスできるように、
入口にスロープを新設！

case 2



客室のトイレを
リニューアルして、
宿泊者が気持ちよく
利用できるトイレに！

case 3



エレベーターを
新しい機種に更新！
これまで以上に
過ごしやすい宿に！

補助金交付までの流れ

相談予約

補助申請には、「建築士による窓口相談」の利用をお願いします。
電話・メール・申請フォームからご予約ください。

予約
申込先

一般社団法人 北海道建築士会 札幌支部

TEL:011-232-1843

(平日 9:00~12:00/13:00~16:00 ※祝日除く)

メール: hkssyukuhakubf@gmail.com

申請フォーム: <https://forms.gle/i7Gwqd3VPn3NUBJ9A>



ステップ①

建築士による窓口相談 期間: 令和8年6月1日(月)から令和8年10月30日(金)まで

改修内容や整備基準について、一級建築士の資格を持つ相談員がご相談に応じます。
予約日時に観光・MICE推進課(下記住所)へお越しください。

住所: 札幌市役所本庁舎15階北 観光・MICE推進課(札幌市中央区北1条西2丁目)

スムーズに
相談いただくために
書類を持参ください

- ①改修計画図、資材カタログ(手すり・トイレ等)、見積書など
- ②現状の図面・写真 改修予定箇所のほか、建物全体が分かるもの

※依頼予定の設計者・施工業者が決まっている場合は、できる限り同席をお願いします。
※窓口相談を1回以上利用することが申請条件です(回数制限なし)。※1回あたり30分程度

現地確認

相談員のほか、障がいのある方が訪問し、整備内容の確認・助言を行います。
※依頼予定の設計者・施工業者が決まっている場合は、同席をお願いします。

ステップ②

申請書類提出 提出期限: 令和8年11月30日(月)まで

必要書類を揃え、窓口へ持参または郵送してください。

審査・交付決定

書類審査後、約2週間で結果を通知します。※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

事業の実施 完了期限: 令和9年2月26日(金)まで

交付決定通知書を受け取られた方は、通知日以降に工事に着手してください。

ステップ③

実施結果の書類提出 提出期限: 令和9年3月12日(金)まで

工事完了後、報告書を札幌市へ提出してください(郵送可)。

実施結果の審査

報告内容を審査し、必要に応じて現地確認を行い、適合の場合、補助金額を確定のうえ通知します。
※交付決定の内容に反する場合等があれば、決定を取り消すことがあります。

補助金の交付

ご指定の口座へ振り込みます。

障がいのある方などが安心して札幌市内の観光を楽しむために、
どのようなサポートが必要かをテーマとしたセミナーを、
今年度も開催予定です。詳細が決まり次第、改めてご案内します。

対象：市内宿泊施設や観光施設、観光関連事業に従事する方
開催時期：令和8年秋～冬頃（予定）

令和7年
セミナー
の様子



快適な宿づくりには、設備に加えて、

お客様への配慮も欠かせません。

「心のバリアフリー」は、その取り組みの一つです。



「心のバリアフリー」

障がいのある方や高齢の方などへの偏見や無理解といった、
心の中にある見えない壁（バリア）をなくし、
周囲の困っている人に気づき、行動を起こすことです。

※本補助事業の申請要件ではありません

観光施設における心のバリアフリー認定制度

観光庁では、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む観光施設を対象に、

「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を設けています。

認定された施設には、観光庁が定める認定マークが交付され、利用者への安心感の向上や施設の魅力発信につながります。

主な認定基準

- ① バリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上実施し、
高齢の方や障がいのある方等が安全かつ円滑に利用できる工夫を行っていること
- ② バリアフリーに関する教育訓練を年1回以上実施していること
※札幌市が実施する「心のバリアフリー研修」の
受講でも可
- ③ 自社サイト以外のウェブサイトにおいて、
施設のバリアフリー情報を
積極的に発信していること

観光施設
心のバリアフリー認定



詳細はこちら
(観光庁HP)

